

マンションみらいネット 図書電子蓄積型（既存住宅流通・リフォーム推進事業対応タイプ）に関する利用規約の特約条項

「既存住宅流通・リフォーム推進事業」（大規模修繕タイプ）（以下「既存住宅流通等事業」といいます。）に定める住宅履歴情報登録機関への登録に関し、マンションみらいネット 図書電子蓄積型（既存住宅流通・リフォーム推進事業対応タイプ）（以下「みらいネット既存住宅流通等対応タイプ」といいます。）に登録する管理組合は、マンションみらいネット 図書電子蓄積型 利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に定めるもののほか、次の特約の内容を確認し同意するものとします。

（利用料金等）

第1条 利用規約第28条の規定にかかわらず、みらいネット既存住宅流通等対応タイプの利用料金は、189,000円（10年間一括支払い）とします。

2 本利用契約の契約期間は、前項に定める利用料金が払い込まれたことをセンターが確認をした日から10年間とします。

（住宅履歴情報の保管）

第2条 管理組合は、既存住宅流通等事業の補助要件の定めに従い、住宅履歴情報（少なくとも、大規模修繕工事後の各階平面図、大規模修繕工事の施工関連図書及び保険法人の検査資料を含む）をセンターの定める方法により、センターに電子化及び保管の申込みを行い、センターは、これを電子化し、10年間保管するものとします。

2 管理組合は、利用規約第24条の規定にかかわらず、10年間利用契約を継続するものとします。

（契約の更新）

第3条 管理組合及びセンターは、契約期間終了後も利用契約を継続するときは、利用規約第10条の定めるところによります。

2 前項の規定により利用契約を継続するときは、マンションみらいネット 図書電子蓄積型 の利用契約に移行するものとし、契約期間は1年間とします。

（補助金の交付を受けられなかったときの取扱い）

第4条 みらいネット既存住宅流通等対応タイプに登録した管理組合が、既存住宅流通等事業の補助金の交付を受けられなかったときは、マンションみらいネット 図書電子蓄積型 の利用契約に移行するものとします。この場合において、第1条の規定により払い込まれた利用料金は、マンションみらいネット 図書電子蓄積型 の利用契約に必要な利用規約第28条の規定に定める利用料金を除き、センターは管理組合に返還するものとします。

附 則

本特約条項は平成23年7月11日から施行します。